

神奈川県後期高齢者医療広域連合から送付した高額介護合算療養費の申請勧奨通知における給付予定額（見込）誤りについて（最終報）

## 1 概要

後期高齢者医療制度上の世帯単位で、後期高齢者医療制度の負担と介護保険の負担の両方が発生し、1年間の合計（計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日）が基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として払い戻されます。

給付対象となる方に、申請勧奨通知を令和5年8月31日にお送りしましたが、9月15日に一部の市から、給付予定額（見込）が過大に計算されているとの指摘を受け確認したところ、一部の被保険者について、支給決定処理を行うと、勧奨通知に記載した給付予定額（見込）が減額もしくは不支給となる可能性があることについて、令和5年10月11日に第一報として、ご報告いたしました。その後改めて全体を検証した結果をご報告いたします。

## 2 原因

申請勧奨通知を作成する委託事業者において、仮の給付額を算定する処理中にシステムが異常終了しました。改めて処理を実施する際、手順に誤りがあり、介護情報が不完全なまま処理されたことにより、一部の被保険者の申請勧奨通知が作成されませんでした。

この分の申請勧奨通知を改めて作成する際、一部の被保険者について、本来であれば高額介護サービス費（※）の支給額を差し引いて通知するところ、差し引いていない給付予定額（見込）で申請勧奨通知を作成していました。

（※）高額介護サービス費…1か月に支払った介護保険における利用者負担の合計が一定の基準額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。そのため、高額介護合算療養費の計算時には、払い戻す額は、控除する必要があります。

## 3 第一報時点における対応

給付予定額（見込）が減額もしくは不支給となる可能性がある横浜市・平塚市・鎌倉市・逗子市の2,373世帯、4,563人の方々に10月13日付で給付予定額（見込）に誤りの可能性がある旨のお詫び文を発送しました。

## 4 給付予定額（見込）を検証した結果

- (1) 減額となる方 …1,658世帯、3,318人（相違額：平均131,330円、最大1,310,978円）
- (2) 不支給となる方 …469世帯、753人（相違額：平均98,571円、最大1,105,348円）
- (3) 減額がなかった方…247世帯、494人

※減額となる方に第一報時点で把握されなかった1世帯2名を追加しています。

## 【内訳】

減額となった額	減額となる方（人）	不支給となる方（人）	合計（人）
～ 1万円	542	186	728
～ 5万円	747（※1）	225	972（※1）
～10万円	518	105	623
～20万円	744	128	872
～30万円	412（※2）	56	468（※2）
～40万円	138（※3）	19	157（※3）
～50万円	112	11	123
50万1円～	105	23	128
合計	3,318	753	4,071

※下記（※1）から（※3）以外は全て横浜市の方です。鎌倉市の方に減額はありませぬ。

（※1）逗子市の3人を含む （※2）平塚市の1人を含む （※3）逗子市の1人を含む

## 5 対応

第一報時点でお詫び文をお送りした方には、影響がなかった方を含め、再計算後の給付予定額（見込）もしくは不支給となることをお知らせするお詫び文を11月10日に送付いたしました。

また、上記4の（1）、（2）に該当する方で、申請手続きを行った方については、支給（不支給）決定通知書をお送りする際に、改めて、お詫び文を同封いたします。

なお、新たに判明した方は、既に申請に対する支給（不支給）決定通知書の発送が間近であったことから、当該通知時にお詫び文を同封いたしました。

## 6 再発防止の取組

委託事業者に対しては、処理の異常終了時の対策及び異常発生報告の徹底について指導いたしました。また、高額介護合算療養費支給事務については制度が複雑であることから、委託事業者も含め、関係各所との情報連携を密にするとともに、当該事務を担当する職員に対しては今回の事態を踏まえたマニュアルの更新を行うことで、適切に事務を進めてまいります。

問い合わせ先  
神奈川県後期高齢者医療広域連合  
給付課長 増島 儀行  
電話 045(440)6713